

財団法人立川市地域文化振興財団寄附行為

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、財団法人立川市地域文化振興財団という。

(事務所)

第 2 条 この法人は、事務所を東京都立川市錦町3丁目3番20号に置く。

(目的)

第 3 条 この法人は、市民の文化向上と福祉の増進を図るため、コミュニティの振興に関する事業を推進し、もって地域社会の発展と健康で豊かな市民生活の形成に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 文化、スポーツ等を通じたコミュニティの振興に関する事業
- (2) コミュニティ活動の助成及び援助に関する事業
- (3) コミュニティ活動の啓発、情報の収集・提供及び相談に関する事業
- (4) 前各号の事業に必要な施設の管理に関する事業
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 2 章 財産及び会計

(財産の構成)

第 5 条 この法人の財産は、次のとおりとする。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品及び補助金
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の種別)

第 6 条 この法人の財産は、基本財産及び運用財産の二種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産として指定して寄附された財産
- (3) 理事会の議決により基本財産に繰り入れられた財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理)

第7条 この法人の財産は、理事会の定める方法により理事長が管理する。

2 基本財産のうち、現金は、郵便官署、又は確実な金融機関に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、あるいは国債、公債等確実な有価証券にかえて保管しなければならない。

(基本財産の処分の制限)

第8条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することはできない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において、理事現在数の4分の3以上の同意を得、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限りこれを処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(収支予算)

第10条 この法人の収支予算は、理事長が編成し、毎会計年度開始前に理事会の議決を得て定める。

2 会計年度の途中において、収支予算を変更しようとするときは、前項の規定を準用する。

(暫定予算)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の承認を得て暫定予算を定め、予算成立の日までこれを執行することができる。

2 前項の暫定予算に基づく収入支出は、あらたに成立した予算の収入支出とみなす。

（長期借入金）

第12条 この法人が借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の議決を経、かつ、主務官庁に報告しなければならない。

（新たな義務の負担等）

第13条 第8条ただし書き及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会の議決を経なければならない。

（収支決算）

第14条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後、2月以内に理事長が作成し、当該年度の収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録とともに、監事の監査を経て、理事会の承認を得なければならない。

（会計年度）

第15条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 役員

（役員）

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- （1）理事長 1人
- （2）常務理事 1人
- （3）理事 6人以上8人以内（理事長及び常務理事を含む。）
- （4）監事 2人

（役員を選任）

第17条 理事及び監事は、別に定める基準により評議員会において選任し、理事長及び常務理事は、理事の互選により定める。

2 役員の構成は、役員相互に親族その他特殊の関係にあるものの数が役員現在数の3分の1を超えてはならない。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

4 監事には、この法人の職員が含まれてはならない。

(役員の職務)

第 18 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 常務理事は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、業務の執行を決定する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 法人の財産の状況を監査すること。

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(3) 財産の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを理事会及び主務官庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会を招集すること。

(役員の任期)

第 19 条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任し又はその任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の欠格)

第 20 条 民法施行法（明治31年法律第11号）第27条に規定する者のほか、次の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

(1) 物品の製造若しくは販売、不動産の売買又は工事の請負を業とする者であって、主としてこの法人と取引上密接な利害関係を有する者又はこれらの者が法人であるときは、その役職若しくはこれに準ずる者

(2) 前号に掲げる事業者の団体の役員、又はこれに準ずる者

2 役員が前項の規定に該当する者となったときは、直ちにその職を失う。

(役員の解任)

第 21 条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会及び評議員会においてそれぞれ理事現在数及び評議員現在数の3分の2以上の同意を得て、その役員を解任

することができる。ただし、弁明の機会を保障するものとする。

(1) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(2) 心身の故障のため、その職務の遂行が困難と認められるとき。

(費用弁償等)

第22条 役員には、費用を弁償することができる。

2 前項のほか、常時勤務する役員に限り、報酬を支給することができる。

第4章 理 事 会

(構成)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第24条 理事会は、この寄附行為で別に規定するもののほか、次に掲げる事項を議決する。

(1) 事業計画の決定

(2) 事業報告の承認

(3) 諸規程の制定及び改廃

(4) その他、この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第25条 理事会は、第18条第4項第4号の規定による場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、理事現在数の4分の1以上の理事から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長は、理事会を招集しようとするときは、理事に対し、会議の目的たる事項、内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第26条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(定足数)

第27条 理事会は、理事現在数の3分の2以上の出席がなければ開会することが

できない。

(議 決)

第 28 条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第 29 条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前 2 条の規定の適用については、出席したものみなす。

(議事録)

第 30 条 議長は、理事会の議事について、次の事項を記載した議事録を調整しなければならない。

(1) 会議の日時及び場所

(2) 理事の現在数

(3) 出席した理事の氏名 (書面表決者及び表決委任者を含む。)

(4) 議決事項

(5) 議事の経過の概要及びその結果

2 議事録には、議長及び出席した理事の中から選出された議事録署名人 2 人以上が署名押印しなければならない。

第 5 章 評 議 員 会

(設置及び構成等)

第 31 条 評議員は、役員を選出及びこの法人の運営に関する基本的事項について、理事長の諮問に応じるため、評議員会を置く。

2 評議員会は、評議員 9 人以上 12 人以内をもって構成する。

3 評議員は、別に定める基準により理事会で選出し、理事長が委嘱する。

4 評議員会に会長を置き、その選任は評議員の互選による。

5 会長は、評議員会を代表し、会議を主宰する。

6 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する評議員がその職務を代行

する。

7 第17条第2項の規定は、評議員に準用する。この場合においては、「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

8 評議員及び役員は、相互に兼ねることができない。

(任期)

第32条 評議員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 第19条第2項及び第3項の規定は、評議員に準用する。この場合「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第33条 評議員は、理事長の諮問に応じ、事業の運営に関する事項を審議する。

2 理事長は、次の各号に掲げる事項については、評議員会に諮問しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関すること。
- (2) 事業報告及び決算に関すること。
- (3) 基本財産の処分及び担保に関すること。
- (4) 寄附行為の変更及び解散に関すること。
- (5) 長期借入金に関すること。
- (6) その他理事会において必要と認めた事項

(招集)

第34条 評議員会は、理事長が招集する。

2 評議員会を招集するときは、評議員に対し、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(会議の運営)

第35条 評議員会の議長は、会長があたる。

2 第27条から第30条までの規定は、評議員会の運営にこれを準用する。この場合「理事会」とあるのは「評議員会」と、「理事」とあるのは「評議員」とそれぞれ読み替えるものとする。

(費用弁償)

第36条 評議員には、費用を弁償することができる。

第 6 章 事 務 局

(事務局及び職員)

第 3 7 条 この法人の事務を処理するため事務局を置く。

2 事務局に必要な職員を置き、職員の任免は、理事長がこれを行う。

3 事務局の組織その他事務に必要な事項は、別に定める。

第 7 章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第 3 8 条 この寄附行為は、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の認可を得なければ変更することができない。

(解散)

第 3 9 条 この法人は、民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）第 6 8 条第 1 項第 2 号から第 4 号までに規定する場合のほか、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、主務官庁の許可を受けなければ解散することができない。

(残余財産の処分)

第 4 0 条 この法人が解散したときの残余財産は、理事会の議決及び主務官庁の許可を得て、立川市又は類似の目的をもつ公益法人に寄附するものとする。

第 8 章 雑 則

(委任)

第 4 1 条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て、理事長が別に定める。

附 則

1 この寄附行為は、この法人の設立許可があった日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、第 1 7 条第 1 項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第 1 9 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 6 年 3 月 3 1 日までとする。

3 この法人の設立当初の評議員は、第 3 1 条第 3 項の規定にかかわらず、別紙評

議員名簿のとおりとし、その任期は、第 3 2 条第 1 項の規定にかかわらず、昭和 6 5 年 9 月 3 0 日までとする。

4 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び予算は、第 1 0 条及び第 3 3 条第 2 項第 1 号の規定にかかわらず、別紙事業計画及び収支予算書のとおりとする。

5 この法人の設立当初の会計年度は、第 1 5 条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和 6 4 年 3 月 3 1 日までとする。